

第 5 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 4 号 )

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 9 月 1 1 日 ( 木 曜 日 )

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 9 月 1 1 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 4 日 )

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 63号 議 案 宍 粟 市 地 区 計 画 の 区 域 内 に お け る 建 築 物 の 制 限 に 関 す  
る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日 程 第 2 第 64号 議 案 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準  
を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 第 65号 議 案 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の  
運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 第 66号 議 案 宍 粟 市 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す  
る 基 準 を 定 め る 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日 程 第 3 第 67号 議 案 宍 粟 市 福 祉 事 務 所 設 置 条 例 及 び 宍 粟 市 母 子 家 庭 等 医 療  
費 の 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 4 第 76号 議 案 の 訂 正 に つ い て
- 日 程 第 5 第 68号 議 案 つ ち の こ ホ ー ル に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 第 69号 議 案 宍 粟 市 千 種 ふ れ あ い サ ロ ン に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に  
つ い て
- 第 70号 議 案 土 万 ふ れ あ い の 館 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 第 71号 議 案 フ ォ レ ス ト ス テ ー シ ョ ン 波 賀 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定  
に つ い て
- 第 72号 議 案 ち く さ 高 原 総 合 レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設 に 係 る 指 定 管 理  
者 の 指 定 に つ い て
- 第 73号 議 案 伊 沢 の 里 等 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 第 74号 議 案 一 宮 温 泉 「 ま ほ ろ ば の 湯 」 及 び 道 の 駅 「 播 磨 い ち の み  
や 」 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
- 第 75号 議 案 山 崎 ア ウ ト ド ア ラ ン ド に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い

て

- 第 76号議案 原観光りんご園に係る指定管理者の指定について
- 第 77号議案 福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について
- 第 78号議案 波賀サイクリングターミナル等に係る指定管理者の指定について
- 第 79号議案 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
- 第 80号議案 スポニックパークー宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第 81号議案 たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について
- 第 82号議案 山崎文化会館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 第 83号議案 平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第2号）
- 第 84号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 85号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 86号議案 平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 87号議案 平成26年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 88号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 89号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 90号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 91号議案 平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 92号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 93号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 第 94号議案 平成25年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

て

- 第 95号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成25年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成25年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成25年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成25年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成25年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 101号議案 平成25年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成25年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成25年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成25年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 請願第 2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

日程第 9 請願第 3号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 第 63号議案 宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

日程第 2 第 64号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 第 65号議案 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 第 66号議案 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 第 67号議案 宍粟市福祉事務所設置条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 第76号議案の訂正について
- 日程第 5 第 68号議案 つちのこホールに係る指定管理者の指定について
- 第 69号議案 宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定について
- 第 70号議案 土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定について
- 第 71号議案 フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定について
- 第 72号議案 ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について
- 第 73号議案 伊沢の里等に係る指定管理者の指定について
- 第 74号議案 一宮温泉「まほろばの湯」及び道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について
- 第 75号議案 山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について
- 第 76号議案 原観光りんご園に係る指定管理者の指定について
- 第 77号議案 福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について
- 第 78号議案 波賀サイクリングターミナル等に係る指定管理者の指定について
- 第 79号議案 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
- 第 80号議案 スポニックパーク一宮及び一宮ウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第 81号議案 たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について
- 第 82号議案 山崎文化会館に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 第 83号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
- 第 84号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 85号議案 平成26年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 86号議案 平成26年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 87号議案 平成26年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 88号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 89号議案 平成26年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 90号議案 平成26年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 91号議案 平成26年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 92号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 93号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 第 94号議案 平成25年度穴粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成25年度穴粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成25年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成25年度穴粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成25年度穴粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成25年度穴粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成25年度穴粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 101号議案 平成25年度穴粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 102号議案 平成25年度穴粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 103号議案 平成25年度穴粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 104号議案 平成25年度穴粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 105号議案 平成25年度穴粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 請願第 2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

日程第 9 請願第 3号 集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願

応 招 議 員 ( 1 8 名 )

出 席 議 員 ( 1 7 名 )

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員   | 2 番 稲 田 常 実 議 員   |
| 3 番 小 林 健 志 議 員   | 4 番 伊 藤 一 郎 議 員   |
| 5 番 飯 田 吉 則 議 員   | 6 番 大 畑 利 明 議 員   |
| 7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 | 8 番 西 本 諭 議 員     |
| 9 番 秋 田 裕 三 議 員   | 1 0 番 藤 原 正 憲 議 員 |
| 1 1 番 東 豊 俊 議 員   | 1 2 番 福 嶋 齊 議 員   |
| 1 4 番 山 下 由 美 議 員 | 1 5 番 林 克 治 議 員   |
| 1 6 番 実 友 勉 議 員   | 1 7 番 高 山 政 信 議 員 |
| 1 8 番 岸 本 義 明 議 員 |                   |

欠 席 議 員 ( 1 名 )

- 1 3 番 岡 前 治 生 議 員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事兼企画総務部長	高橋幹雄君
会計管理者	西川龍君	一宮市民局長	落岩一生君
波賀市民局長	大島照雄君	千種市民局長	阿曾茂夫君
まちづくり推進部長	中岸芳和君	市民生活部長	船引英示君
健康福祉部長	浅田雅昭君	産業部長	西山大作君
農業委員会事務局長	前田正明君	建設部長	前川計雄君
教育委員会教育部長	岡崎悦也君	総合病院事務部長	広本栄三君

( 午前 9 時 3 0 分 開議 )

議長 ( 岸本義明君 ) 皆様、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

本日、市長から、第76号議案の訂正についての申し出が提出されております。

以上で、報告は終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 第63号議案

議長 ( 岸本義明君 ) 日程第1、第63号議案、宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る9月1日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長 ( 実友 勉君 ) 平成26年9月1日に審査付託のありました、第63号議案、宍粟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、9月5日に、第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第63号議案は、山崎町野地区の地区計画が決定したことにより、その計画区域内の建築物等の用途の制限を行っていますが、建築基準法上においても制限をかけるために条例を制定するものでございます。

審査の結果、第63号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長 ( 岸本義明君 ) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 岸本義明君 ) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。



これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了いたします。

議長（岸本義明君） これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第63号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第64号議案～第66号議案

議長（岸本義明君） 日程第2、第64号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、第66号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る9月1日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成26年9月1日に審査付託のありました、第64号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び第65号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の制定についての2議案については、9月3日に総務文教常任委員会と民生生活常任委員会との連合審査を招集し、第66号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、9月8日に第9回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第64号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、平成27年4月から新たに始まる子ども・子育て支援制度にあわせて改正される児童福祉法第34条の16の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものであり、内容としては、子ども・子育て支援新制度において、市が新たに認可を行う0歳から2歳の子どもを対象とした家庭的保育事業等の認可

基準について新たに条例で定めるものであります。

家庭的保育者の資格要件を市独自で制定すべきとの意見と、本条例で資格要件は担保されるとの意見があり、審査の結果、可否同数となり委員長決裁により原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

次に、第65号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の制定については、平成27年4月から施行される「子ども・子育て支援法第34条第2項の規定に基づく特定教育・保育施設の運営に関する基準」及び「同法第46条第2項の規定に基づく特定地域型保育事業者の運営に関する基準」を定める条例を制定するものであり、審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたが、1号認定の対象となる3歳児のうち、幼稚園教育等に対するニーズ確保を図るようとの意見を付して、御報告を申し上げます。

次に、第66号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、新たに始まる子ども・子育て支援制度にあわせて改正される児童福祉法第34条8の2第1項の規定に基づき、国、都道府県、市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合には、あらかじめ市町村長に届け出ることとされたことから、確認の基準となる設備及び運営基準を新たに条例で定めるものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第64号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して第64号議案、宍粟市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論をいたします。

来年4月から、子ども・子育て支援新制度が実施予定であり、国の示した基準をもとにこの制度を具体化するため条例提案が行われたものであります。

この議案は、家庭的保育事業の保育士などの配置や運営にかかわる条例です。家庭的保育事業において、国家資格を持つ保育士ではなくて、市長が行う研修を終了し、市長が認めたものを家庭的保育者として配置することを認めておりますが、保育士の国家資格とは研修の中身に格段の違いがあります。子どもの命と安全を守る上で質の確保は必須であり、保育士以外を保育者として配置すべきではありません。よって、反対をいたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 第64号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本条例は、児童福祉法第34条の16、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとの規定に基づくもので、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとするは妥当として賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。64号議案、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に、私は保育士資格についての反対の立場で討論を行いたいと思います。

この地域型保育事業の創設によって保育のビジネス化が進むことが懸念されるというふうに質疑でも申し上げました。保育の質の低下や乳幼児の死亡事故の危険性を招くことが危惧されます。それらを防ぐためには、保育従事者の資格基準は重要な要素であると考えます。

本条例は、0歳から2歳児を対象とした小規模保育等の事業認可の基準を定めるものですが、家庭的保育者の資格については、保育士資格の取得、いわゆる国家資格とは比較にならない研修内容を保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められている内容であります。

この小規模保育等の事業の創設は、都市部の待機児童解消を目的とした観点から

規制緩和が図られようとしているものと思います。宍粟市には、私はなじまないものと考えます。従来、宍粟市は、保育従事者について保育士資格を持つ人が携わって幼児・児童の安全を確保してきたという歴史があると思います。

したがって、家庭的保育事業の職員については、全て保育士資格にすべきと考えます。保育事業をビジネスより児童の命の安全、あるいは児童の最善の利益を保障するという立場で原案に反対をいたします。

なお、国の基準に従うことというのがありますが、国の基準は最低基準として遵守することであり、それを上回る基準を定めることは何ら問題はないというふうに考えます。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

次に、第65号議案から第66号議案について、討論を行います。

第65号議案について通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 日本共産党宍粟市会議員団を代表して、第65号議案、宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の制定について、反対討論をいたします。

来年4月から、子ども・子育て支援新制度が実施予定であり、国の示した基準をもとに、この制度を具体化するため条例制定が行われたものであります。

この議案は、子ども・子育て支援法が定める認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業などの施設の運営について定める条例です。

まず、大きな問題点として、宍粟市としての準備期間が非常に短く、施設との調整など大変無理のある計画であるということが挙げられます。また、保育所は現在と変わらず市の責任で保育が実施され、私立保育所には市町村から委託費が支弁され、保育料も市町村が徴収いたしますが、保育所以外の認定こども園、小規模保育事業などでは、基本的には保護者と施設が直接契約し、保育料も施設が徴収いたします。利用定員を超えた場合に、施設が契約相手を選ぶことになるので、障がいを持っておられるお子様や過去に保護者が保育料を滞納した経歴のある子どもなどが排除されないかという懸念があります。

よって、反対をいたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例に賛成の立場で討論を行います。

子ども・子育て支援新制度は、学校教育法や児童福祉法などに基づく認可を受けていることを前提に、教育や保育施設、事業者からの申請に基づきまして、市が対象施設や対象事業として確認をし、給付の対象とすることになります。

この条例は、保育所や認定こども園などの施設型給付及び小規模保育事業所などの地域型保育給付の根拠となる運営基準について定めるものであり、その内容は適切なものと判断をいたします。

なお、当該条例の審査に係る委員長報告にもありました附帯意見を十二分に尊重されることを前提として、本条例に賛成するものであります。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第64号議案を採決いたします。

第64号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第64号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第65号議案の採決を行います。

第65号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第65号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第66号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第67号議案

議長(岸本義明君) 日程第3、第67号議案、宍粟市福祉事務所設置条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る9月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 平成26年9月1日に審査付託のありました、第67号議案、宍粟市福祉事務所設置条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正については、9月4日に第7回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第67号議案につきましては、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法名変更され、平成26年10月1日から施行されることに伴い、関係する条例が改正されるものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

よろしく願いいたします。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出されておられませんので、これで討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第76号議案の訂正

議長（岸本義明君） 日程第4、第76号議案の訂正についてを議題とします。

本件については、市長より訂正の申し出が出されているものです。

訂正理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第76号議案の訂正について御説明を申し上げます。

去る9月1日に提出しました第76号議案、原観光りんご園に係る指定管理者の指定についての議案を訂正したいので、宍粟市議会会議規則第20条の規定により、議会の承認を求めるものであります。

訂正の理由であります。指定管理者に指定する原不動滝観光組合の組合長名に誤りがあったため訂正をさせていただくものであります。

訂正に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） お諮りします。

ただいま議題となっております第76号議案の訂正についてを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 異議なしと認めます。

第76号議案の訂正については、承認することに決定しました。

日程第5 第68号議案～第82号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第68号議案、つちのこホールに係る指定管理者の指定についてから、第82号議案、山崎文化会館に係る指定管理者の指定についてまでの15議案を一括議題といたします。

本15議案は、去る9月1日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成26年9月1日に審査付託のありました、第80号議案、スポニックパークー宮及びウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定について、第81号議案、たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について、及び第82号議案、山崎文化会館に係る指定管理者の指定についての3議案につ

いては、9月8日に第9回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第80号議案、スポニックパークー宮及びウッディパークキャンプ場に係る指定管理者の指定については、公募により指定管理者を募集し、現在指定管理者である「株式会社ホープ」を構成団体とする「神姫バスグループ共同事業体」を次期指定管理者として指定するものであり、審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

続きまして、第81号議案、たたらの里学習館に係る指定管理者の指定について、及び第82号議案、山崎文化会館に係る指定管理者の指定については、この2議案につきましては、現在、指定管理者に指定している、それぞれちくさ高原開発企業組合と、山崎文化会館は公益財団法人宍粟市文化振興財団に、それぞれ引き続き管理者として指定するものであり、審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 平成26年9月1日に審査付託のありました、第68号議案、つちのこホールに係る指定管理者の指定についてから、第69号議案、宍粟市千種ふれあいサロンに係る指定管理者の指定についてまでの2議案は、9月4日に第7回民生生活常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をした結果、第68号議案、第69号議案とも、引き続きシルバー人材センター、室自治会にそれぞれ指定管理するもので、全会一致で可決すべきものと決しました。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年9月1日に審査付託のありました、第70号議案、土万ふれあいの館に係る指定管理者の指定について、第71号議案、フォレストステーション波賀に係る指定管理者の指定について、第72号議案、ちくさ高原総合レクリエーション施設に係る指定管理者の指定について、第73号議案、伊



沢の里等に係る指定管理者の指定について、第74号議案、一宮温泉「まほろばの湯」及び道の駅「播磨いちのみや」に係る指定管理者の指定について、第75号議案、山崎アウトドアランドに係る指定管理者の指定について、第76号議案、原観光りんご園に係る指定管理者の指定について、第77号議案、福知多目的ドームに係る指定管理者の指定について、第78号議案、波賀サイクリングターミナル等に係る指定管理者の指定について、第79号議案、道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定についての指定管理者の指定に関する10議案は、9月5日に第6回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

当該10議案につきましては、平成27年3月末で指定管理期間が終了する施設で、第77号議案を除く9議案は、指定管理選定審議会の答申を受け、現指定管理者を引き続き指定管理者として指定するものでございます。

第77号議案の福知多目的ドームにつきましては、播磨いちのみや株式会社が休養センターと一体で管理をしておりましたが、今回、地元自治会との協議が整い、福知自治会を指定管理者とする旨を選定審議会に諮問し、答申を受けたものでございます。

なお、休養センターにつきましては、指定管理者を公募するとの報告を受けております。

委員からは、売り上げが3億円や5億円ある施設でも赤字になっている、適正な経営指導をされたいとの意見がございました。

審査の結果、第70号議案から第79号議案の10議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより討論を行います。本15議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第68号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第69号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第70号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第71号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第71号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第72号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第72号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第73号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第73号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第75号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第75号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第75号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第76号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第76号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第76号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第77号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第77号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第77号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第78号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第78号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第78号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第79号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第79号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第79号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第80号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第80号議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第80号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第81号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第81号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第81号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第82号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第82号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第82号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第83号議案～第93号議案

議長(岸本義明君) 日程第6、第83号議案、平成26年度穴粟市一般会計補正予算(第2号)から、第93号議案、平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)までの11議案を一括議題といたします。

本11議案は、去る9月1日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、11番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長(東 豊俊君) 平成26年9月1日に審査付託のありました、第83号議案から第93号議案までの補正予算11議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託同日、委員会を開催し、総務文教、民生生活、産業建設の三つの分科会で審査を分担して行うことと決定をいたしました。9月3日と8日に総務文教分科会、4日に民生生活分科会、5日に産業建設分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後9日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査の結果を受け、全体の委員会で審査を行いましたので、その審査の結果と経過の報告をいたします。

総務文教分科会では、第83号議案の関係部分の審査を行いました。

歳入では、普通交付税について確定による精査が行われている。国庫支出金では、マイナンバーに係るシステム整備事業補助金の計上、寄附金では、ふるさと納税に係るふるさとづくり寄附金と社会教育指定寄附金を計上、繰入金では、特産品等関

連経費に充当するためブナ基金からの繰入金を計上、繰越金では、平成25年度決算に基づく前年度繰越金の計上であります。

歳出については、一般会計全般にわたり人事異動等による人件費の精査、総務費では、庁舎周辺の点字歩道やスロープを設置する事業費、平成28年1月より利用開始になるマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費、ふるさと納税をされた方に対する宍粟の特産品代の計上を、さらに、「空き家条例」を推進するための支援事業補助金の増額、消防費では、消防団詰所等を整備するための補助金の増額、教育費では、認定こども園等の工事施工に係る経費の増額、指定寄附による図書購入費の増額、スポニックパーク一宮の排水路事業の増額、公債費では、将来の財政負担軽減のための繰上償還を実施するための増額であります。

また、一宮北中学校区統合小学校整備事業については、次年度にわたる契約となることから、債務負担行為の追加補正であります。

以上が補正内容の主なものであり、認定こども園工事費の増額補正については課題があるとの意見も出ましたとの報告がありました。

次に、民生生活分科会は、第83号議案の関係部分の主なものは、人件費の精査と福祉医療費等の前年度国県支出金の精査、各特別会計へのマイナンバーシステム整備関連等の繰出金と電気自動車用充電設備5カ所の整備事業、地域密着型サービス等拠点整備事業として「土万いこいの家」の整備、10月より法定化される高齢者肺炎球菌ワクチン等予防接種委託料の増額。

第84号議案の主なものは、人件費の精査と給付費、国県精算金の精査とマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費の増額。

第85号議案の主なものは人件費の精査によるものであります。

第86号議案は、前年度繰越金の計上であります。

第87号議案の主なものは、後期高齢者医療広域連合の納付金とマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費の増額。

第88号議案の主なものは、人件費の精査と給付費、国県精算金の精査と制度改正やマイナンバー制度に対応するためのシステム改修費の増額。歳入では、基金繰入金の増額の計上であります。

第83号、84号、87号、88号議案については、反対意見としてマイナンバー制度のデメリットについてと個人情報保護についての明確な答弁がなされていないとの指摘がありましたが、国の制度として取り組むので、今後明確にされるとの意見がありました。

第92号議案は、院内改修工事費の債務負担行為のための計上と医師・看護師の奨学金の増額であります。

次に、産業建設分科会は、第83号議案の関係部分の主なものは、全般に人事異動に伴う人件費に係る精査。

産業部では、前年度捕獲頭数確定によるシカ緊急捕獲拡大事業負担金の増額、捕獲したシカ個体の骨処理施設設置費用の追加、人・農地プラン新規就農事業に係る推進員2名分の増額、補助対象範囲が拡大されたことによる森林地域支援活動交付金事業の増額、自治会からの要望数増加によるしそ防炎景観推進事業補助金の増額、企業誘致専門員に係る人件費の増額等の補正であります。

建設部の関係では、揖保川河川改修工事に伴う墓地移転に係る費用の追加、市営住宅退去に伴い施設長寿命化を含めた修繕料の追加、下水・農業集落排水事業の前年度繰越金確定による繰出金の減額等であります。

第89号議案は、前年度繰越金を計上し、一般会計からの繰入金の減額、遠方監視システムの国庫補助金が減額になったため市債の増額計上であります。

第90号議案は、前年度繰越金を計上し、一般会計からの繰入金を減額する財源の組み換えとなっています。

第91号議案は、高料金対策交付金の確定、人件費の精査による収益的支出と資本的支出の増額。

第93号議案は、人件費の精査と地方公営企業法が改正になったことによる賞与引当金の計上、また、家畜共済で事故が増加したことにより共済金の増額、一般会計補助金の増額であります

3分科会報告の後、質疑及び自由討議を行い、自由討議の中では、第83号議案の認定こども園工事費等の補正については、課題があり修正の必要があるとの意見もありましたが、採決の結果、第83号、84号、87号、88号議案については賛成多数、第85号、86号、89号、90号、91号、92号、93号議案は全会一致で、当該11議案は全て原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告をいたします。

議長（岸本義明君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑は省略して討論を行います。

討論は分割して行います。

まず、第83号議案について討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第83号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算について、日本共産党宍粟市議員団を代表して、反対討論を行います。

昨年5月に、国会で成立いたしました共通番号制、マイナンバー法のシステム整備のための補正予算が計上されております。このマイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に12桁の番号をつけ、個人情報に国が一元的に収集し用いるものであります。

国は税や社会保障のメリットを強調しておりますが、デメリットの説明はなく、個人情報保護の観点からも不安が残ります。当局の説明におきましても、マイナンバー制度導入に関して現時点で不透明な部分が多くあるということでありました。

よって、反対をいたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） それでは、第83号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をいたします。

本案の歳入歳出で主なものは、事業確定によるもの、また人件費などの精査が主なものであります。特に、歳入では、ふるさとづくり寄附金1億4,000万円、ブナ基金繰入金8,625万4,000円、前年度繰越金9億円が主なものであります。

歳出では、マイナンバー制度導入に係るシステム業務委託料2,532万円、ふるさとづくり事業費では特産品代に6,740万円、ブナ基金への積立金1億4,000万円、電気自動車充電設備工事費2,808万円、幼保一元化に伴う設計監理業務委託料及び整備工事費が増額をされております。また、厳しい財政状況の中、後年度への財政負担軽減への措置として繰上償還金7億9,000万円が計上されており、適切妥当な補正であると判断し、賛成討論といたします。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。私は、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）を反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正に、千種認定こども園施設整備工事費3,313万8,000円、また、そこに併設される予定の千種図書館建設工事費1,270万円の合計4,583万8,000円の増額補正、これを認めることは教育委員会の計画性の問題、予算執行の問題を容認するこ



とになります。また、地域の要望に応えるために補正が必要ということから、千種の地域に根拠の乏しい予算執行の責任を負わせる形となります。入札が2度不調に終わり、2回目は全業者が辞退という状況です。また4月開園が不確定な状況からも、もう一度設計自体を見直し、適切な予算規模を検証してからでも補正は遅くないと考えます。

よって、この部分を修正すべきと考え反対といたします。

議長（岸本義明君） 次に、第84号議案から第88号議案について討論を行います。

第84号議案、第87号議案、第88号議案について、通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 第84号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算、第87号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、第88号議案、平成26年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算の3議案について、日本共産党宍粟市会議員団を代表して、反対討論を行います。

第84号議案、第87号議案、第88号議案におきましても、マイナンバーシステム整備のための補正予算が計上されておりますので、先ほど述べました同じ理由で反対をいたします。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 第84号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論を行います。

補正のマイナンバー制度は、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平が図られ、真に手を差し伸べるべき人を見つけることが可能です。また、補正の内容は、人件費の精査と給付費、国県精算金の精査などで妥当として賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いをいたします。

第87号議案、平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

補正のマイナンバー制度は、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、真に手を差し伸べるべき人を見つけることが可能です。後期高齢者医療広域連合給付金決定に伴うもので妥当として賛成をいたします。

議員各位の御賛同を賜りますようお願いをいたします。

議長（岸本義明君） 続いて、2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） デメリットとしまして、システム構築に多大なお金がかかるということは御存じだと思います。日本国内では、今まで年金や健康保険、パスポートなどがばらばらに管理されていたこと自体が先進国としてはかなり珍しい例であります。

デメリットのうち2点目の個人情報に関しましては、マイナンバー法37条により個人情報の漏えいや不正を監視する第三者委員会、特定個人情報保護委員会を設けるものとされております。

また、自己の情報や届け出が申請を行った機関以外でどの程度利用されているのかを確認できるように、行政機関等で特定個人情報の授受を行った場合には、その記録を保管することを定めている、また、その記録内容を国民に提供するためのウェブシステムを1年を目途に設置するとしております。

メリットは、やはり確定申告のとき、控除証明書の添付が不要、年金記録問題が発生しない、生活保護の不正受給が少なくなる、個人事業主の脱税防止といったメリットがありますので、以上の点を踏まえまして、賛成いたします。

議長（岸本義明君） 次に、第89号議案から第93号議案について討論を行います。本5議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第83号議案を採決いたします。

第83号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第83号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第83号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第84号議案を採決いたします。

第84号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第84号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第84号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第85号議案を採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第85号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第85号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第86号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第86号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第86号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第87号議案の採決を行います。

第87号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第87号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第87号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第88号議案の採決を行います。

第88号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第88号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第88号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第89号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第89号議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第89号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第90号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第90号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第90号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第91号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第91号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第91号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第92号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第92号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第93号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第93号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第93号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 第94号議案～第105号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第94号議案、平成25年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第105号議案、平成25年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

当該12議案につきましては、去る9月1日の本会議で提案説明が終わっております。

これより決算質疑を行います。

決算質疑に関しまして、本会議での質疑につきましては、委員会要綱にあるとおり、各部局にまたがる内容、または政策的判断を求める内容に限った質疑にとどめていただき、意見を述べることは控えていただきたいと思います。そして、簡潔にお願いしたいと思います。

これより決算質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

16番、実友 勉議員。

16番（実友 勉君） 議長より指名をいただきましたので、決算書に対しまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

95ページのしそ元気げんき大作戦について、御質問を申し上げます。

私は、このしそ元気げんき大作戦の創設をされました、恐らく平成22年度だったのではないかなというふうに思うんですが、当時の市長にも質問をいたしました。現在、ある組織については、補助金は出せないのかというふうに言っておりました。今あるものについては出せないという当時の市長の回答でございました。今回は、その負担金補助及び交付金の不用額ですが、2,960万円も余っておるというふうになっております。

しそ元気げんき大作戦の目的には、「地域資源及び地域の個性を生かした自主

的、主体的なまちづくり活動並びに地域の課題解決に向け、自ら積極的に取り組む活動を促進することにより、地域力を培いながら、住民主体の活力あるまちづくりを行う」、このようになっております。この目的をそのまま実行し、もうそれこそ何年も頑張っておられる地域が数カ所ございます。今まででは市の助成の要請はされておられませんけれども、不用額を出すようであれば、頑張っておられる地域へ助成すべきと思いますがいかがでしょうか。

平成25年度の当初の予算額は2,500万円ほどあったと思いますが、今回、決算は1,050万円ほどになっております。その差額は大きな差額でございます。どうか、今回についてはもう無理かもわかりませんが、できれば次からの考え方を考えていただきたい、このように思いますがいかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 実友議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

中岸まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（中岸芳和君） しそう元気げんき大作戦についての不用額に関する御質問でございます。

しそう元気げんき大作戦は、地域振興基金の果実を活用させていただいて、議員御指摘の目的で事業を行っているものでございます。

既に、先ほど御質問にありましたように、市の中には市の支援を受けずに主体的に持続性を考えて頑張っている地域がたくさんあることは十分承知しております。この件につきましては、支援があるからではなく、地域の活性化に向けて、その課題を自主的に解決していただくような仕組みづくりを検討するように、御指摘のしそう元気げんき大作戦だけでなく、他の助成金、交付金等も交えての支援のあり方を検討していこうと、そのように今しているような次第でございます。

議長（岸本義明君） 16番、実友 勉議員の質疑は終わります。

続いて、1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、簡単に質問をさせていただきます。

幾つかございます。私の勉強不足を棚に上げて言うのも申しわけないんですけども、一般常識というか簡単なものもあるかと思っておりますけども、お答えいただければと思います。

まず、実質収支額についてお伺いいたします。

主要な施策成果説明書というのがあるんですけど、その1ページ、実質収支額、一般会計で9億464万7,000円、特別会計で1億7,909万8,000円というのがあるんですけど、これは最終的にどのように扱われるのかお答えください。

次、翌年度への繰り越しについて。

翌年度へ繰り越すべき財源ということで8,245万7,000円、あと、一般会計決算書の9ページ、翌年度繰越額4億1,128万7,000円、この違いについてお願いいたします。

あとは、市税について。

主要な施策の成果説明書3ページ、4ページになるんですけども、市税予算額と市税調定額、その差額についての説明をお願いします。

議長（岸本義明君） ちょっと待ってください。続けて。

15番、林 克治議員、何でしょうか。

15番（林 克治君） 15番、林です。ただいまの鈴木議員の決算質疑なんですけれども、2番目に翌年度へ繰り越すべき財源と翌年度繰越額、この違いは何かという質問だったと思うんです。

これは、文言を理解しておれば違いが出るというのはわかっておるはずなんです。それから決算の質疑というのは、決算に関して計画どおり執行しておるか、適正に執行しておるかということを確認するのが決算質疑だと思うんです。ですから、今の質疑は決算質疑に当たらないと思うんです。ですから、決算質疑のみの発言許可をしていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前10時59分再開

議長（岸本義明君） 今、林議員からありましたが、一人ですので動議となっておりませんので、不採択とします。

鈴木議員、続けてください。

1番（鈴木浩之君） 続けます。通告の中から幾つか削っておりますので、御了承ください。お答えを御用意いただいているかと思えますけれども。

では、人件費についてお伺いいたします。

施策成果説明書10ページ、12ページにあります一般会計における節ごとの歳出の中で、人にかかわる支出について、報酬から共済費等があると思うんですけども、これは全て前年度より減ということになっているんですが、賃金、報償費、委託料などの中に人にかかわる部分が含まれると考えますので、そういった総額が出せるのであればお教えください。

あと、財政指標についてお伺いします。

施策成果説明書13ページ、経常収支比率、将来負担比率、財政力指数の内容と、内容はもう結構です、将来的な目標について御説明をお願いします。

あと、国保特別会計について。

成果説明書19ページ、保険料算出の際に収支の差額、不足分を加入者で負担するというような御説明をいただいているかと思うんですけども、平成25年度の決算ベースでわかりやすい説明をお願いします。

以上です。お願いします。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

高橋参事。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

最初の御質問、実質収支のところは答えるということで、わかりました、済みません。

それでは、市税のこと、それから国保特別会計につきましては、別途所管のほうから御説明いただくということで、それ以外の部分につきましては、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

主要な施策の成果説明書に基づきまして御質問がございましたので、こちらの平成25年度主要な施策の成果説明書を参考にしながら、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、成果説明書の1ページにございます実質収支額についてでございます。一般会計におきまして9億円余り、特別会計におきまして1億7,000万円余りの実質収支額になっております。こちらのほう最終的にどのように扱われるのかという御質問でございます。

これらにつきましては、一般会計、特別会計それぞれにおきまして、翌年度の予算におきまして前年度の繰越金という形で補正予算において計上をさせていただいております。

続きまして、翌年度へ繰り越すべき財源と一般会計の決算書の9ページにございます翌年度繰越額との違いは何かという御質問でございます。

こちらのほう成果説明書の11ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうに平成26年度への繰越事業の一覧をつけております。先ほど御質問にございました翌年度に繰越額4億1,128万7,000円でございますけれども、それに



つきましては、ここの11ページにございますように、上の表、明許繰越の分のこの表の下から3段目になります一般会計小計の欄に4億289万7,000円という額が上がってございます。それから、一番下のところに事故繰越分ということで839万円という額が上がってございます。これが一般会計におきます繰越額になっておりまして、これを足し合わせたものが、先ほど説明いたしました4億1,128万7,000円という額になってございます。

それと、翌年度へ繰り越すべき財源8,245万7,000円ですけれども、これにつきましては財源でして、その、今説明しました表にあります一般会計の小計のところでは、既収入の特定財源、ここゼロになっておりまして、それと一番右側の欄、一般財源の欄7,426万7,000円、それから一番下の段にございます事故繰越分、既収入特定財源777万円と一般財源42万円、これを足し合わせますと8,245万7,000円ということで、既収入の特定財源と一般財源の足し合わせた財源のことを言っております。

続きまして、人件費についてでございます。

これにつきましては、成果説明書の10ページでございます。

議員の御質問で、この10ページの表が決算書の款、項、目、節の節別の分類の表になってございます。節の1報酬、それから2給料、3職員手当等、それから4共済費、これらが主な人件費というふうに分類しておるものでございます。

1ページ前に、性質別分類という表をつけておりまして、こちらのほうに人件費という区分がございます。こちらのほうの区分は、国が統計をいたしております地方財政状況調査、いわゆる決算統計のルールによりまして、性質別に分類した経費でございます。そちらのほうの人件費のほうを見ていただきますと、平成25年度決算が33億4,000万円余りになっておりまして、平成24年度決算に比べて約7億4,000万円余り減額になっております。

これにつきましては、このうち西はりま消防事務組合によりまして、消防職員の人件費分を負担金のほうに振り替えております。補助費等分類に変わっておりますので、その分が5億5,000万円程度ございまして、実質的に人件費として給与の引き下げ、それから職員の削減、そういったことによりまして実質的な人件費減は、約1億8,600万円程度というふうになってございます。

それで、成果説明書の10ページに戻っていただきまして、議員の御質問にあります賃金でありますとか報償費、委託料、節別で言いますと7番の賃金、8番の報償費、それから13番の委託料、こういったものも人にかかわる支出ではないかという

御質問でございます。

7番の賃金につきましては、これは臨時職員に対します賃金でございます。人にかかわる支出というふうに言えるかと思えます。

報償費につきましては、主に協議会とか委員会等の委員の謝礼部分が主なものですけれども、中には敬老祝い金でありますとか、消防団の退職報償金、こういったものも含まれております。

それから、委託料についてでございます。委託料につきましては、いわゆる電算システム等の維持、補修、整備費、それから道路・建物等の建設事業に係ります設計委託業、そういったものが主な委託料になってございます。

そういうことで、人にかかわる支出として、この報償費、委託料をどこまで人件費というふうにするかというのはなかなか難しい状況でございますけれども、単純に、先ほど言いました性質別で分類しております人件費に、この賃金、報償費、委託料を足し合わせますと、その総額が60億円余りになります。

平成24年度の決算では60億円余りになりまして、平成25年度決算で言いますと55億円余りとなりまして、差し引きで約4億9,000万円余り昨年度より減額されているという状況になってございます。

先ほど言いましたように、この中には、西はりま消防組合の5億5,000万円分が入っておりますので、それを考慮いたしますと、総額で言いますと、平成24年度決算に比べまして6,600万円余り増えておるという状況になってございます。

先ほど言いましたように、人件費部分では1億8,000万円余り給与カットとか職員数の減で減らしておりますけれども、委託料が2億2,000万円程度増えておりまして、こういった形で総額的には増えておるという状況でございます。

委託料が増えております主な理由は、電算システム等の統合型地理情報システム、いわゆるGISの整備にかかる予算が1億4,000万円程度かかっておりまして、そういった委託料が増えておるということでございます。トータルとして、人にかかわる支出が増えておるという状況ではございますが、そういった委託料部分をどういうふうにするかということでございますけれども、実質的な人件費という部分では減らしておるという状況でございます。

それから、続きまして、財政指標についてでございます。

経常収支比率、将来負担比率、財政力指数についての将来的な目標値について、どう考えているかという御質問でございます。

経常収支比率につきましては、目標値として総合計画の後期基本計画におきまし

て、平成25年度に94.2%とする、平成27年度には92.4%まで下げるとというのが目標値になってございます。平成25年度の決算におきまして、経常収支比率は90.7まで下がっておりまして、目標数値を達成しているというのが現状でございます。

それから、将来負担比率でございますけれども、これは国の法律、国が定めました地方公共団体財政健全化法という法律によって決められておる指標でございます。法律によりますと、この数値が350%を超えた場合には、地方自治体は財政健全化計画をつくるように国から求められ、国から指導を受けるということとなります。

宍粟市の平成25年度決算における将来負担比率は144.9ということでございまして、350までは至っていないという状況でございます。この分につきましては、目標数値は具体的には設定しておりませんが、この国の350%というものを超えないようにできるだけ下げていくということを目指してまいります。

それから、財政力指数でございますけれども、こちらのほうは交付税の算定基礎となります。基準財政収入額を基準財政需要額で除したものでございます。これにつきましては、分子となります。基準財政収入額が増えていかないと財政力指数が改善しないという状況でございます。分子である基準財政収入額を増やしていくためには、税収を増やすということになります。ただ、現状、大規模な企業立地とか、そういった税収が大幅に増える要素というのが現状では難しいという状況でございますので、この点につきましては、具体的な目標数値は設定しておりませんが、そういったことで、税収入を大きく増やすように努力していくということでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 船引市民生活部長、簡潔にお願いします。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうからは、成果説明書の市税の予算額と市税の調定額の差額が生じた原因についてという質問についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、ページ3ページに予算額46億4,550万円につきましては、現年度課税と滞納繰越分を加えた額であります。調定額につきましては47億840万9,000円は現年度分の課税の分であります。よって、予算に対して調定額を見る場合には、4ページの上段にあります表の市税合計額52億7,526万6,000円の欄を御覧をいただきたいと思っております。

御質問の差額につきましてはありますが、調定額は課税をした分でありまして、

予算は実際に収納した部分の見込み額であるということで、その差が生じているものであります。

もう一つの国保税の関係につきましてお答えをいたします。

平成25年度国保会計の決算における歳入歳出差引額が1億399万2,000円の繰越決算となっております。

その中身を見ますと、歳入に平成24年度の繰越金1億6,197万2,000円が含まれておりまして、繰越金を除く単年度収支を考えると、実質上は5,798万円の不足が生じているものであります。この繰越金の中身であります。この主要の基礎は次年度に返還する医療精算返還金を含んでおりまして、平成25年度におきましては、平成24年度の精算分の8,140万円が返還をされています。平成25年度におきまして、繰越金には平成26年度に返還しなくてはならない返還金が含まれておりまして、この繰越金は全て自由に使うというわけにはいきません。

平成25年度の保険料の検討をする段階で、平成24年度の収支見込みを見ながら決定したわけでありまして、繰越金が大きく影響をしております。この不足額が生じておりまして、繰越金の範囲内で収支がバランスがとれていると判断した場合には、この国保税の改正は行っておりません。実際、平成25年度は改正を行っていません。

しかし、医療費の増加等のよりまして繰越金が減少していく中、実質赤字が国保会計の不足分を補うために、国保税の改正をして加入者の皆さんに負担をいただくように、それをもって健全財政運営を進めるように努めております。

以上です。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の質疑は終わります。

続いて、6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。私は成果説明書の32ページ、あるいは33ページに関連して、幾つか御質問をさせていただきたいというように思います。

まず、環境施策についてであります。

環境基本計画の中の大きな目標の一つとして、森林の多面的機能の向上による経済的な価値の創造というのがありまして、この間、何回も一般質問の中で申し上げておりますけども、森林のCO<sub>2</sub>吸収源として評価されるオフセットクレジットの取得販売を推進してほしいということで、その推進状況についてお伺いしたいというように思います。

この間、間伐など森林整備にかかるCO<sub>2</sub>の吸収とか、あるいは木質のバイオマ

ス、太陽光発電などの再生可能エネルギーの使用とか、そういうものでCO<sub>2</sub>を削減する、そういう事業によって経済的な価値としての評価がされているというように思いますが、こういう事業を毎年実施をしながらCO<sub>2</sub>吸収のプロジェクトとして経済的な価値に繋がっていないと私は考えるわけですが、なぜそのようになっているのか、その理由をお伺いしたいというように思います。

二つ目には、再生可能エネルギーの自給率70%の目標達成に向けて、太陽光発電ですとか、ペレットストーブなどの導入促進に向けた補助事業が進められております。この自給率70%へのロードマップ、道筋が定められておりますけども、この平成25年度の達成率はどの程度なのかお教えてください。

補助件数の実績を見ますと、太陽光発電などの申請が減っているというふうに感じております。そういう意味におきましては、今後は自治会でありますとか、あるいは営農団体、そういうところへの支援拡大を視野に入れるべきではないかなというふうにも考えますし、前々から研究・検討するというふうに言っていたいております市民ファンドを活用した太陽光発電の初期投資額ゼロにするという取り組み、そういうものについて進捗はどうかお伺いをいたします。

それから、もう1点、家庭ごみの分別18分別の取り組みが、この間行われてきておりますが、どれだけの廃棄物の減量と再資源化が図られてきたのか、どのような効果、成果が得られているのかお教えてください。

また、この間、市民の皆さんの努力によって、その成果が市民にきちっと還元をされていないというふうに思いますので、私は、さらにこのごみ減量化とか再資源化を進めるためには、市民の皆さんに説明をしっかりと果たしていくべきではないかというように考えます。

続いて、農業とか林業、それも含めた地産地消と消費者市民教育という問題について、質問をいたします。

農業振興については、この総合計画の中にも食の安全の確立とか、地域農業や地域経済の振興を図るために地産地消を進めるんだということが書いてあります。これらの取り組みがどのようになっているのか、平成25年度の実績、あるいは成果についてお伺いしたいというふうに思います。

消費者教育という問題は、消費者教育推進法というのが定められておりまして、消費者市民社会というものをつくっていくという考え方があります。本来、消費行動というのは、個人が何を買おうが買わないが、それは自由であるというふうに考えてきましたけども、しかし、その消費行動の中には、購入だけではなくて、それ

の使用でありますとか、廃棄でありますとか、そういうものが社会とか経済とか環境に大きく影響を与えているという意味から、消費行動というのは社会的な営みであるというふうに捉えていく必要があるというふうに考えます。

そういう意味で、消費者教育というものがどのように地産地消とかを補完する意味で、取り組みが進められているのか、お伺いしたいというふうに思います。

三つ目、図書館の廃棄本の処理について、図書館運営事業についてお伺いしたいと思います。

市立の図書館の図書で除籍をされたり、廃棄されるものがあると思いますが、その取り扱いについてどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

私が伺っているのでは、廃棄物として処理をされているというふうに聞いておりますが、当初の有効活用という意味では市民に無料配布するという方法が検討できないかどうか、お伺いしたいと思います。

最後ですが、医療費の適正化ということで質問させていただきます。

業務上の災害、あるいは通勤災害、こういうものが本来労働災害保険の対象であるというふうに思いますが、健康保険による診療を行っているケースが多くあるというふうに聞いております。労災に係る第三者行為がどの程度把握できているのかということをお伺いしたいと思います。

成果説明の中では、レセプト点検による第三者行為の発見に努めているというふうにあります。その実績についてお伺いしたいと思いますが、同時に、この労働災害隠しというのは犯罪でありますので、窓口でそのように隠されてしまいますと、レセプト点検で幾ら発見しようとしても難しい問題だろうというふうに思います。医療費の適正化、高騰化を防ぐ意味でも、労働災害保険の適用について事業主や従業員に対しての啓発が重要であるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問にお答えください。お願いいたします。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の決算質疑に対し、順次答弁を求めます。

船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 私のほうからは、環境施策について御説明をしたいと思います。

1点目の森林整備や木質バイオエネルギーの利用によるCO<sub>2</sub>の削減などの事業を実施しながら、なぜオフセットクレジットの取得・販売の経済的価値に繋がらないのかという、その理由についてのお答えをいたします。

まず最初に、森林整備によるCO<sub>2</sub>の削減の取り組みであります。オフセット

クレジットに繋げる取り組みにつきましては、議員も御案内のとおり、森林のオフセットクレジットの取得に関しましては、林野庁の所管する森林資源の保全事業である「森林経営計画制度」を実施しない限り認証を得ることができないとなっております。

現在、宍粟市においては、森林経営計画の策定に取り組んでおり、まずは、間伐を中心とした森林施業等によって、安全・安心な森林をつくることを目指しているところであります。そして、この取り組みの一つの成果として、オフセットクレジット制度を活用するという条件整備ができると考えております。

なお、このオフセットクレジット制度の活用につきましては、国による買い取り制度がなくなるなど「J-クレジット制度」への移行後における制度を取り巻く状況の変化、それから森林の有するCO<sub>2</sub>削減の調査に要する費用等、市単独で取り組むことは難しい状況となっております。

今後のオフセットクレジット制度の動向等を注視する中で、調査研究を継続して進めていきたいと考えております。

次に、2点目の再生エネルギーの自給率70%に向けたロードマップにおける平成25年度の達成率につきましてはであります。

これにつきましては、平成25年度末の時点の達成率は20.5%となっております。産業・運輸部門を除くと44.5%となります。よって、基準年における平成23年と比較しますと1.1%の伸び、それから、産業・運輸部門を除くと2.5%の伸びとなっております。

2点目の自治会、営農組合等への取り組み支援の検討についてであります。これにつきましては、今後検討を進めていきたいと考えております。

次に、家庭ごみの18分別による廃棄物の減量と再資源化に対する取り組みについてであります。

これにつきましては、廃棄物の減量と再資源化につきましては、18分別が始まる前の平成23年と比較しますと、家庭系のごみとしまして約466トン、率にして約6%の減量が図られた結果となっております。

また、再資源化につきましては、家庭系で平成23年度と比較しますと、約376トン、率にして104%の伸びとなっております。

それから、市民への説明につきましては、今月の市広報9月号で、平成25年度の宍粟市のごみの排出量及び資源ごみの売り払いの収入などをお知らせすることとしております。

もう1点、労災保険の対象の診療を国保で受給しているということで、医療費の適正化を図るべきではないかということです。

この点につきましては、医療費の適正化を図るために、宍粟市国民健康保険において、レセプト点検員による点検と国保連合会により提供された第三者行為の該当のレセプトから、第三者行為等の疑いのある被保険者を抽出しまして、事情聴取する中で、疑義を解明していております。

しかしながら、議員の御指摘のあるとおり、限界があるものも事実であります。そのため、国保加入者の皆さんから事業主の皆さんに制度を理解していただき、適正な受診をしていただくよう周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 浅田健康福祉部長。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうから2点目の地産地消と消費者市民教育について、消費者行政を担当する立場から平成25年度の取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

消費活動全般に対する教育・啓発事業といたしましては、現在、消費生活相談員による事業や消費者協会による事業などを行っております。消費生活相談員による事業としましては、主に出前講座、これ平成25年度につきましては「悪質商法」をテーマとして開催をいたしております。また、消費者協会でもいろんな事業を行っていただいておりますけども、特に地元食材を使った料理教室の開催や地域に出かけての出前講座などを開催していただき、食の安全・安心の推進に取り組んでいただいております。

消費活動は、非常に分野が広がっております。消費生活相談員、あとまた消費者協会、その役割を分担しながら、またときには連携しながら、安全・安心な消費生活を営むための教育・啓発事業に今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、関係機関、団体を含めて、市全体で食育推進計画を定めておりまして、その計画に基づいて食育の推進を図っていただいております。食育推進計画スローガンには「美味しそう！宍粟のめぐみ食べようでえ」をスローガンにして、関係機関、団体はその食育と連携しながら推進を図っていただいておりますので、今後ともその食育についての推進も図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。



教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、市立図書館の図書の廃棄についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員から御指摘がございましたように、現在のところ、市立図書館で出る廃棄本につきましては、ブックカバーを外した上で古紙のリサイクルに回しているところのような状況でございます。ちなみに、平成25年度の除籍、廃棄の実績でございますが、図書で2,386冊、雑誌で1,006冊、このようになっています。

御提案のこの無料配布等の検討でございますが、有効に活用できるものは活用したいという思いがございますので、御提案の有効活用について検討させていただきたいなとこのように思います。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 市民生活部長から答弁いただいていないことが1点ございますので、お願いしたいと思うんですが、太陽光発電の初期投資額をゼロにする市民ファンドを利用した取り組みについてどうかという、どの程度議論されているかという質問をさせていただいたんですが、答弁がなかったというふうに思います。もう一度お願いいたします。

議長（岸本義明君） 船引市民生活部長。

市民生活部長（船引英示君） 今の御質問につきましては、今、全体的に市民におけるエネルギーの太陽光に対する助成制度を設けております。これにつきましては、今も言いましたように、自治会等々の助成も含めて、今から検討を進めていきたいと考えております。

議長（岸本義明君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 検討は初期投資額をゼロにするということでの取り組みの検討ですから、さっきの補助対象の範囲を拡大するというのとはまた別でございますので、その辺またお願いいたします。

あまり長くないようにしますが、ちょっと一番最初のオフセットクレジットのところは納得できないんですね。確かに、なかなかプロジェクトとして登録をしても企業のほうから買い手がいないという現状はよくわかるんです。しかし、J-VERからJ-クレジットとしてそれぞれ別々でやっていたものが一つに統一されてから、すごく範囲が広がっているんですね。だから、林野庁が定める云々という説明がありましたけども、そういうふうに範囲が狭まっているんじゃなくて、もっと広がっている。例えば公園の木を伐採する、そういうものも対象になるということでございますから、ちょっと認識を改めていただきたい。

特に、法規制がなかったとしても企業の自主的な努力、自主活動だったり、あるいはCSRの活動だったりということで、いわゆる地域貢献とか環境貢献に取り組む企業はいっぱいいるわけで、そういうところではオフセットクレジットをやっているんで、私はそういう企業を探してでも宍粟のPRをしてもらいたいということをお願いしているわけです。多可町の例も資料をお渡ししてはいますが、あそこでは、ある大手企業が東京の本社に多可町とオフセットクレジットをしているということ堂々とPRをしているそうでございます。そういうことを宍粟のPRというふうに日ごろおっしゃるのであれば、そういう取り組みを是非やってもらいたいし、宍粟がこの森林を生かした取り組みをしなくて何をするのかというふうに、私はいつも思っておりますので。

議長（岸本義明君） すみません、決算質疑に入ってください。

6番（大畑利明君） ちょっと認識がおかしいと思いますので、そういうふうに言わせていただいております。この取り組みが難しくなっているという認識ではなくて、もっともっと広まっているということ。今後、世界の情勢もこの大型台風の発生によって規制が厳しくなるということから、オフセットクレジットの取得の状況が変わってくるので、是非真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう1点、消費者教育の御答弁もあつたんですが、そのことといわゆる産業部や市民生活部の地産地消なり、環境の問題と結びついていないと思うんです、取り組みが。ですから、そういうところとセットにしながら、市の施策と結びつけたような消費者教育推進を是非図ってもらいたいということをお願いしているわけで、そういうことで、今、消費者協会とか、あるいは市民相談センターが、相談員がやるというレベルじゃなくて、市がしっかりと教育プログラムをつくってやっていただきたいということでございますので、お願いして、答弁は結構ですので、よろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上で、6番、大畑利明議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第94号議案から第105号議案までの12議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第8 請願第2号

議長（岸本義明君） 日程第8、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願は、去る9月1日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していた

ものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君）平成26年9月1日に審査付託のありました、請願第2号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、9月4日に第7回民生生活常任委員会を招集して、民生生活常任委員会の審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

請願第2号につきましては、手話が言語であることを広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に使える。さらに、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定するよう要望するもので、全会一致で採択すべきものと決しました。

議長（岸本義明君）民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君）質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより討論であります。通告がありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りします。

本請願を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君）御異議なしと認めます。

請願第2号は、採択となりました。

日程第9 請願第3号

議長（岸本義明君）日程第9、請願第3号、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願は、去る9月1日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成26年9月1日に審査付託のありました、請願第3号、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願について、平成26年9月8日、第9回総務文教常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

紹介議員の委員会への出席を要請し、請願内容の説明を求めました。

今回の請願は、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する要請であります。

審査の経過は、国会等で十分な審議も行われないうまま、閣議決定だけで法整備を進めることは権力の横暴であるとの意見と、現在の海外情勢を考慮すると早期に法整備を行う必要があるのではないかとこの意見があり、審査の結果、可否同数となりましたので、委員会条例17条の規定により、委員長決裁により不採択と決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、小林健志議員。

3番（小林健志君） ただいま委員長のほうから報告があったんですが、委員長の采配で不採択になったということを知りました。委員長としての意見がございましたら意見をお聞きしたいんですが。

議長（岸本義明君） 秋田総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） ただいま御報告をいたしましたとおりであります。委員長決裁ということになりますので、私の意見が入ったということになります。私は近年の日本を取り巻く環境が極めて怪しいものであると。北朝鮮、韓国及び中国との摩擦が懸念されている現状があります。この悪化している状態に対しまして、非常に危険を感じるというふうに自分としては思うところであります。そういった中での内閣の判断というのは妥当ではないかというふうに思ひまして採決のほうに不採択の意見を出したところであります。

以上です。

議長（岸本義明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 以上で、質疑は終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。今回の請願第3号、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する意見書の提出を求める請願について、これを採択し、意見書を提出すべきという賛成の立場で討論いたします。

まず、請願は日本国憲法16条に規定された権利であります。そこに誰もが平穩に請願する権利を有し請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないというふうに書かれております。まずはここを強調しておきます。

次に、請願に書かれた要旨、理由、審議経過の審議の内容に基づき、なぜ賛成かということを示します。

7月1日に、内閣はこれまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、同権利行使のための条件や他国軍への後方支援拡大など安全保障法制を見直す方針などを打ち出したことは御存じかと思えます。

今回の請願は、この閣議決定に基づく安全保障法制を見直し、法整備に反対することを宍粟市議会として国に求めてほしいという要望であります。

この請願は、地方自治法124条の規定に基づいて請願団体より提出され、この請願が採択されれば、地方自治法99条の規定に基づき、議会が国会または関係行政庁に対して意見書を提出することになります。

集団的自衛権とは、他国が攻撃された場合、自国が攻撃されていなくとも共同で防衛を行う権利のことです。これは1945年に発行した国連憲章第51条で認められた国際法上の権利です。その権利を行使するかどうかはそれぞれの国に任せられています。日本では、憲法で武力放棄を定めており、歴代内閣では他国での武力行使を禁じてきたため、他国を武力で共同防衛することはできませんでした。集団的自衛権に対して個別的自衛権は、自国に対する他国からの武力攻撃に対して自国を防衛するために必要な武力を行使する国際法上の権利です。政府はこれまで憲法9条について自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められているというふうに解釈し、個別的自衛権を行使できるというふうに見解を示していました。

請願法や地方自治法を含めたさまざまな法律、宍粟市を含めた地方自治体が定める各種条例は、憲法を最高法規として成立していることになっています。法律や条例は国民や市民の権利を制限することで社会的秩序を守ろうとするものです。逆に、

日本国憲法は、国民が権力の暴走を防ぐための根拠として与えられているものです。集団的自衛権を行使してもよい、また積極的に行使すべきという人たちの意見、これはこの請願の提出を反対する方も含まれるかと思えますけども、中には憲法に集団的自衛権の禁止がどこにも書かれていないので行使してもよいというふうな主張がありますが、国は憲法に禁止規定がないことだけではなく、どのようにやるかという根拠規定が存在しないことはしてはいけないというのが原則であります。憲法に集団的自衛権をどのように行使するかは規定されていません。

今回の閣議決定でこのような場合は、武力行使が可能であるという要件を新たに加えました。それを見ても、その中で我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険、これが起こった場合には、日本が集団的自衛権を行使できるというふうに言っているんですけども、日本が武力攻撃をされること以外にこれは想定できません。閣議決定後の衆議院予算委員会での質疑では、経済的な事由、例えば原油国からの石油供給が滞り、原油価格が高騰するような事例についても、この我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険性と考えられるとの答弁がありましたが、石油や食料等を理由にして集団的自衛権を行使することが可能になってしまいます。また、必要最小限の中に集団的自衛権は含まれません。

請願の中で政府が違反していると指摘された憲法99条、これは憲法違反行為を予防し、これに抵抗する義務を課したものであり、内閣が憲法を批判し、憲法を検討して、そして憲法を変えるような提案をすることを禁止しているとの見解があります。

また、憲法96条にこの憲法改正は、国民投票を行うべきというふうな規定があります。日本を取り巻く環境が変わってきた、憲法が時代に合わないということであれば、この手続に従えばよいだけです。そのほか憲法65条、66条、73条においても、今回の閣議決定は論理が成り立ちません。憲法の基本原理の根幹にかかわる重大な変更を憲法改正手続によることなく、時の政権の判断で行われる閣議決定により憲法解釈の変更として行うことは、国民の人権を保障するための国家権力を制限するという立憲主義に反しています。この立憲主義に反する閣議決定を行ったという事実は、諸外国に日本が遵法意識がないということのアピールすることになり、国益を大きく損なわれる行為です。

したがって、今回の請願の趣旨に賛成し、討論とさせていただきます。  
議長（岸本義明君） 次に、採択することに反対者の発言を許します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 請願第3号、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対する件に関して、反対する立場で討論を行います。

政府は、日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応するため、新たな安全保障整備に関する閣議決定を行ったものです。戦後69年、一貫して平和国家の道を歩んできた日本、この平和主義の根幹をなすのが憲法第9条、そこには戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が規定されています。しかし、憲法第13条では、国民の幸福追求権の尊重がうたわれており、これが脅かされる場合には、自国を守る個別的自衛権を行使して、自衛隊が出動することが認められています。

ただし、我が国が個別的自衛権を発動するには、1972年の政府会見により厳格な三つの要件が示されました。しかし、それから40年余り経て、我が国を取り巻く安全保障環境は大きく変化、大量破壊兵器や弾道ミサイル、周辺国との領土をめぐる問題、またテロの脅威も世界中で高まっています。その備えは本当に十分なのかということと与党として考えなければいけない、議論しなければいけない、結論を出していかなければいけない問題であります。

我が国がより主体的で自分たちの安全保障というものをどうしていくかということとを現実に即して考えていかなければいけない時代になってきました。そんな状況の中で、日米安保体制に基づく日本を守る体制が必ずしも十分な対応がとれていない現状の中で、平時から有事に至るまで、すきまのない守りの体制を考えていく必要がある。平和の党を掲げる公明党として粘りに粘り歯どめをかけていく、そういう議論を重ねていく必要があったわけです。

日本がどこかの国に出て行って戦闘に参加するということは今後も絶対ありません。日本が戦争できる国でないという批判がありますが、これは全く違います。誤解であります。法の番人と称される横畠内閣法制局長官が明確に答弁しております。閣議決定で示された新3要件を超える、それに妥当しないような武力の行使につきましても、現行の憲法第9条の解釈によって、これを行使するということを認めることは困難であると考えておりまして、そこに及ぶ前には憲法改正が必要であると考えておりますと、閣議決定の中でこの考え方、基本的な考え方は今後も維持することを明確にいたしました。

ですから、もしこれを変えようとする場合には、憲法改正の手続をとらなければなりません。つまり、国民が参加する形で議論の上、改正の手続をとらなければ今回の閣議決定の中身を変えることはできないと、はっきりさせたということとはとて

も大きな意義だったと思います。憲法 9 条の理念、精神から言って、大事なことは専守防衛であるということです。

よって、集団的自衛権行使容認の閣議決定に基づく法整備に反対するという請願に対し同意することに反対をするものでございます。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

請願第 3 号を起立によって採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。

請願第 3 号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（岸本義明君） 起立少数であります。

請願第 3 号は、不採択となりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9 月 22 日午前 9 時 30 分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前 11 時 55 分 散会）